

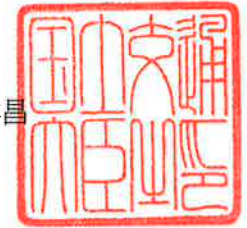
厚生労働省発基安 0626 第 2 号
国 海 環 第 7 0 号
環 循 規 発 第 2506263 号
令 和 7 年 6 月 26 日

久屋産業株式会社
代表取締役 久保山 功二 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



国土交通大臣 中野 洋昌



環境大臣 浅尾 慶一郎



特定船舶の再資源化解体の許可について

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成 30 年法律第 61 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき提出のあった特定船舶の再資源化解体の許可申請については、同条第 4 項に規定する基準に適合することが確認されたため、別添のとおり下記を内容とする許可証を交付します。本許可証は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成 31 年厚生労働省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 4 条の規定に基づき、当該施設内に備え置いてください。

記

2009 年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の要件に従って船舶の再資源化解体を行うための許可証（DASR）

- 特定船舶再資源化解体施設の名称 : 久屋産業株式会社 第二工場
- 許可番号 : 第 2 号
- 有効期間 : 令和 12 年 6 月 25 日まで